

令和3年7月14日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2115) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 岩本(内3645、直通Tel073-441-3640) 県立学校教育課 谷口(内3706、直通Tel073-441-3686)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和3年6月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	3
匿名	8
職員等	
計	11

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	9
郵便・FAX	2
面談	
電話	
計	11

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある市町村立小学校で、講師による不当な行為等があった。	不受理とし、教育委員会に回付した。
② ある居酒屋が時短要請を守らず、営業している。	不受理とし、関係課に情報提供を行った。
③ ある市で、廃棄物の不法投棄が続いている。	担当課に情報提供し、適切な対応を行うように指示した。
④ ある業者が市に賄賂を渡して公共工事の仕事を得ている。	不受理とした。
⑤ あるライブハウスにおいて、ソーシャルディスタンスを取らずにライブを行っている。	不受理としたが、担当課を通じて関係組織に情報提供を行った。
⑥ ある振興局で、勤務時間中に寝ている職員がいる。	振興局に調査を指示したところ、事実が確認できたため、所属を通じて注意を行った。
⑦ ある県立高校の教員が、部活動において、生徒に対し不適切な言動があった。	不受理とし、教育委員会に回付した。
⑧ ある町のコミュニティバスについて、当初の委託業務内容を逸脱した運営を行っている。	不受理とした。
⑨ ある職員が、コロナ禍において自らが会員となっている団体の総会出席のため、県外出張を行った。また、当該団体において、高圧的な態度を取っている。	公務外のため不受理としたが、外出については所属を通じて注意喚起を行った。
⑩ 集団ストーカーに付きまとわれている。	不受理とした。

⑪	ある職員が、上司とともに勤務時間中に食事に出かけた。	振興局に調査を指示したところ、事実が確認できたため、所属を通じて注意を行った。
---	----------------------------	---

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	⑥⑪
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	9	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの		
(うち通報内容が事実とは認められないもの)		
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	3	③⑥⑪
(3)調査を継続中としたもの		
(4)不受理としたもの	8	①②④⑤⑦⑧⑨⑩

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	2
職員等	
計	2

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	2

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

	通報内容	処理状況
①	ある市町村立小学校で、講師による不当な行為等があった。	当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回送し、調査対応させた。
②	ある県立高校の教員が、部活動において、生徒に対し不適切な言動があった。	調査の結果、通報の事実が認められたため、校長が当該教員に対し厳しく指導した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	①②
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの		

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの		
(うち通報内容が事実とは認められないもの)		
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	2	①②
(3)調査を継続中としたもの		
(4)不受理としたもの		

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。